

日本地球掘削科学コンソーシアム IODP 部会
掘削航海専門部会 会則

(設置)

第1条 日本地球掘削科学コンソーシアムIODP部会(以下「IODP部会」という。)の業務を円滑かつ効果的に実施し、科学面において我が国における国際深海科学掘削計画(IODP)の推進に資するため、IODP部会規則第3条第5号に基づき、掘削航海専門部会を設置する。

(任務)

第2条 本専門部会はIODP部会の目的を達成するため、以下の事項を任務とする。

- (1) IODP乗船応募者の評価
- (2) アフタークルーズワーク申請の評価
- (3) その他IODP掘削航海に係る事項の検討

本専門部会での検討事項及び確認事項については、IODP部会執行委員会に報告する。

(組織)

第3条 本専門部会は専門部会長及び委員8名程度をもって組織する。

- 2 専門部会長は必要に応じてオブザーバーの出席を求めることができる。

(任期)

第4条 専門部会長及び委員の任期は、2年を原則とする。但し、再任を妨げない。

(ワーキンググループ)

第5条 本専門部会は専門的事項を検討するため、IODP部会執行委員会の承認に基づきワーキンググループを置くことができる。

(タスクフォース)

第6条 本専門部会はより専門的な事項を検討・実施するため、本専門部会委員を長とし、数名程度で構成するアドホックなタスクフォースを置くことができる。タスクフォースの設置は専門部会の合意によって行い、構成員は専門部会委員に限らない。タスクフォースの活動はIODP部会執行委員会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 本専門部会の庶務は、規約第5条第2項に基づく総合事務局が実施する。

(雑則)

第8条 前各条に定めるものの他、本専門部会の運営に必要な事項は、専門部会長が専門部会に諮って定める。

附則

(施行)

1 この規則は、令和4年5月16日より施行する。